

# 特定集团住宅等認定基準

越谷・松伏水道企業団

平成23年5月

## 特定集団住宅等認定基準

### 1. 目的

この基準は、特定集団住宅等の取扱いに関する規程（平成 18 年規則第 16 号。以下「規程」という。）第 5 条第 1 項第 4 号に規定する企業長が別に定める特定集団住宅等認定基準を定めることを目的とする。

### 2. 水道メーターの基準

配水管から貯水槽までの給水管に設置する親メーターは企業団が貸与するものとし、当該建築物に設置した各戸の子メーターについては、申請者が費用負担し企業団に無償譲渡するものとする。

また、貯水槽以下各戸に設置する子メーターは、計測値をそのメーターから離れた場所に表示することのできる隔測メーターとし、その種類は下記のとおりとする。

- (1) 電子式水道メーター (JISB8570-1,-2)
- (2) リモート式水道メーター (JISB8570-1,-2)

### 3. 集中検針盤・集中ポストの基準

#### (1) 集中検針盤

ア) 集中検針盤は、設置する隔測メーターと互換性のあるものを使用すること。

イ) 集中検針盤の数は、1 棟に対し 1 個とすること。

ウ) 風雨に当たる場所を避け、屋内共用スペースに取り付けること。  
(ポンプ室等に設置しないこと。)

エ) 暗い場所では照明器具を設置し、扉は開閉がスムーズにできるよう十分なスペースをとること。

オ) 集中検針盤は最上部が床面から 1,500mm の高さに設置し、周囲の幅及び高さを十分に確保すること。

#### (2) 集中ポスト

各住戸、管理人室、共用メーター及び親メーター用の検針票を入れるための集中ポストを集中検針盤の近くに設置すること。

ア) 各戸のポストには部屋番号等を表示すること。

イ) 住戸以外の店舗、事務所等についても、集中ポストを設置すること。

### 4. パイプシャフトの基準

共同住宅等の水道メーター格納するパイプシャフト（以下「P・S」という。）の基準は下記のとおりとする。

(1) P・S有効スペース

水道メーター設置形態	間口	奥行き	高さ
1個	600mm以上	400mm以上	500mm以上
2個上下 (ひな壇形式)	600mm以上	500mm以上	700mm以上
2個左右	900mm以上	400mm以上	500mm以上

(2) 子メーター前後の配管は、下記のいずれかのユニットにて施工すること。

①共同住宅用標準波状継手ユニット (JWWA G-369 認証品)

(子メーターの一次側にゲートバルブ、減圧弁及びボール式伸縮止水栓、二次側に逆止弁を設置すること)

②共同住宅用メーターユニット (JWWA 基本基準認証品 板パッキン・停水ハンドル仕様)

(3) P・Sの開口部は共用スペース (廊下等) とし、部屋内には設置しないこと。

(4) 子メーターは、開口部正面に極力低く手前の位置に中継器等を設けて設置すること。

(5) 子メーターは発泡スチロールの保温カバー (容易に開閉可能なもの) で覆い、配管についてはすべて保温材を用いて防寒措置をすること。

(6) 子メーターに保温カバーをした状態で、上部に 400mm 以上の空間を確保し、その空間部分には、ガス・電気・給湯等の配管、配線を行わないこと。

また、ガスメーターとの離隔を 100mm 以上確保すること。

(7) ガスメーターが設置されているときには、必ず防爆措置として開口部扉上下にガラリ等 (100 c m<sup>2</sup>以上) の通気口を設けること。

(8) 立上がり管の最上部に自動エア抜き弁 (高さ = P・S内の床より 1,500mm 以上) 及び水撃防止器具を設置すること。

(9) 子メーター止水栓に部屋番号及び水道番号を明記した樹脂銘板を取り付けること。

(10) 子メーターのネジ寸規格は K ネジとすること。

## 7. 貯水槽の基準

(1) 原則として地上式貯水槽とし、親メーター1つに対し、1基設置すること。

(2) 周囲には、高さ 1,500mm 以上のネットフェンス等を設置すること。

(六面点検スペースとして貯水槽から 600mm 以上(上部は 1,000mm 以上)の空間を確保すること。)

(3) 貯水槽マンホール、ネットフェンスは施錠をすること。

(4) 貯水槽周りの配管は、配水管側からゲート弁 (10kg/ c m<sup>2</sup>以上)、フレ

キシブルジョイント（φ25－400mm・φ40以上－700mm以上）、Y型ストレーナー、定水位弁の順に施工すること。

貯水槽を地下に設ける場合は、不等沈下対策のため躯体の入り口部分に点検可能なピット内にフレキシブルジョイントを設けること。

- (5) 二槽式貯水槽については、連通管で各槽を連結し受水側と送水側を対角線上に設定し水の停滞を防止すること。
- (6) 受水側立ち上がり、送水側立ち上がり（地中との出入り部分）の配管は、アスファルト舗装、コンクリート舗装等によって固定されないようさや管等を用いて管が固定されないようにすること。
- (7) オーバーフロー管とドレーン管を接続しないこと。また、オーバーフロー管、通気口等には防虫網を設け、ドレーン管には防虫網を設けないこと。
- (8) 排水については間接排水とし、ホッパーを設けて付近の排水口に連結すること。（ホッパーの口径は排水管口径の2倍以上とし、100mm以上離すこと。）
- (9) ボールタップは水撃防止のためFLW型とし、吐水口より1,000mm以上離すこと。また、内はしごに鎖がからまない位置に設置すること。
- (10) 吐水口は、穴あき加工したHIVPにて施工し、満水レベルより管径に応じた空間を確保すること。
- (11) 満減水警報装置を管理人室等に設置すること。
- (12) 屋外の露出部分については、すべて防寒措置後ラッキングすること。
- (13) 竣工検査時まで10分間滞留させた蛇口から採取した水の水質検査証明書を提出し、異常がないことを確認できること。
- (14) 水中ポンプ送水形式の場合は、オールステンレス製水中ポンプのものにし、専用の漏電ブレーカーを設置すること。
- (15) 貯水槽の有効容量算定については、衛生工学便覧（建物種類別単位給水量）等に基づき決定すること。

## 8. 配管上の留意点

- (1) P・S及びP・S内の配管等については、防寒措置・ラッキング施工前に企業団の確認を受けること。
- (2) 給水設備の配管については、水道法第16条の給水装置の構造・材質基準に適合する材料を使用すること。

## 9. その他

- (1) 貯水槽1次側共用栓の外コン柱に「ポンプ故障時非常用水栓」を明記すること。

## 附則

1. この基準は、平成23年5月1日から施行する。